

令和元年度

定期監査及び行政監査

結果報告書

令和2年2月20日

益城町監査委員

目 次

I	監査の期間及び対象課等	1
II	監査の基本方針	2
III	監査の方法	2
IV	監査の結果	3
1	全般	3
2	財務に関する事務の執行について	3
3	経営的事務の執行について	4
4	復旧事業等の進捗状況について	4
5	入札・契約事務について	5
6	工事の現地確認について	6
V	提言	7

別紙 「熊本地震 復旧事業進捗状況一覧」

定期監査及び行政監査結果報告書

I 監査の期間及び対象課等

番号	月 日	曜日	対象課名	施設・係等名
1	1月 8日	水	全 課	書類監査
2	1月 9日	木	全 課	書類監査
3	1月10日	金	復興整備課	まちづくり推進室・復興工務係・用地対策係
			復旧事業課	農林整備係・工務係・建築係・宅地復旧係
4	1月14日	火	住民保険課	住民係・保険年金係・環境衛生係
			税務課	住民税係・固定資産税係・納税係
			公営住宅課	住宅管理係・災害公営住宅係
			生涯学習課	生涯学習係・スポーツ振興係・ 交流情報センター・聖火リレー推進室
5	1月15日	水	生活再建支援課	生活再建支援係・住まい再建支援係
			水道課	管理係・工務係
			都市建設課	都市計画係・管理係・工務係
			危機管理課	危機管理係
6	1月28日	火	学校教育課	広安小学校 広安西小学校
			こども未来課	第4保育所
			学校教育課	益城中学校
7	1月29日	水	学校教育課	木山中学校 益城中央小学校
			こども未来課	第5保育所
			学校教育課	津森小学校
8	1月30日	木	学校教育課	飯野小学校
			下水道課	管理係・工務係・内水対策係
			学校教育課	給食センター
9	2月 3日	月	総務課	人事係・行政係・管財係・町長公室・ 男女共同参画係・新庁舎等建設推進室
			企画財政課	復興企画係・財政係・広報係・情報管理係

II 監査の基本方針

令和元年度は、熊本地震から3年9か月経過した町の状況について、地方自治法第199条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般行政事務の執行が適法、適正かつ効率的に行われているか。また、同法第2条第14項及び第15項に規定する事務処理の能率性と組織、運営の合理化の趣旨に則ってなされているかについて監査した。

III 監査の方法

事前に指定して提出を求めた令和元年11月末現在における予算説明別執行一覧及び関係資料を審査するとともに、各担当課長及び各施設長等から熊本地震に関する復旧・復興事業の状況、職員の健康状態、さらに業務量等について説明を受け、現地現物をもって確認した。また、諸台帳等についても確認した。

【指定資料】

- (1) 事務分担表
- (2) 歳出（歳入）予算説明別執行一覧
- (3) 備品台帳一覧表
- (4) 令和元年度 契約一覧表
- (5) 令和元年度 入札実施一覧表
- (6) 令和元年 年次有給休暇等取得状況一覧表（職員）
- (7) 令和元年 年次有給休暇等取得状況一覧表（派遣職員・任期付職員）
- (8) 令和元年度 非常勤・臨時職員雇用状況一覧表
- (9) 令和元年度 協議会等現金取り扱い調書

IV 監査の結果

1 全般

熊本地震から3年9か月が経過し、震災からの復旧・復興事業が着実に進展する中で令和元年度の定期監査を実施した。

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事務事業の執行等について、本年も昨年と同様に震災関連予算が膨大な状況であったが、その予算の執行に関する資金繰りについては大変な苦労がうかがえるものの、適法かつ適正に執行されていることを確認した。

さらに、経営に係る事業の管理及び施設管理並びに一般行政事務についても、震災による業務量の増加にもかかわらず、法令・条例等に従って概ね適正に処理されていると認められた。

また、今回、熊本地震からまもなく4年を迎えようとする中、熊本地震の復旧事業等の進捗状況と各課が実施している入札・契約事務について重点的に監査を行った。

復旧事業等の進捗状況については、一部の施設等を除き大詰めを迎えており、その成果に町の復旧・復興が大きく前進していると感じたが、震災後、多様化する各種事務事業に関し、その入札・契約事務の手法や執行については一部課題が見受けられた。

2 財務に関する事務の執行について

歳入歳出の執行状況について、提出された関係書類等を照合した結果、震災前の4倍程度の規模となっているが、各課等とも諸法令及び財務規則に定められた手続きに従って執行されているのを確認した。

歳入において、復旧事業の完了や、災害公営住宅の完成などにより多額の支払いが発生しているが、国・県支出金等の交付時期の関係もあり、その資金繰りが難航している状況が続いており、より一層の工夫、努力が必要となっている。

歳出においては、熊本地震から4年目となり平成29年度、平成30年度からの繰越も合わせた膨大な予算の執行となったが、前述した復旧事業、災害公営住宅の整備などにより、昨年に比べて予算の執行率は上がっているが、事業の長期化に伴う予算の繰越等は今後も続いていくと思われるので、計画的な予算の執行に努めてもらいたい。

来年度以降、起債の償還が本格化するなど、これまで以上に厳しい財政状況が予想される。なお一層の合理的かつ効率的な町の財政運営が図られることを期待する。

3 経営的事務の執行について

経営的事務の執行について、熊本地震の影響による事業規模の拡大や多様化により、その事務・管理等について難しい局面が続いているが、法令、条例等に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。

復旧期から復興期へと移行し、災害公営住宅の整備・管理、都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）拡幅整備事業や益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業などが進展していく中で、これらと関連する多くの復興事業を推進していくこととなる。また、役場庁舎の復旧や既存施設の長寿命化、最適化など、町の事業に関する経営的課題は今後更に増えていくものと思われる。

財源の面では、国・県及び関係機関とさらに連携を強化しながら財源の確保に努めるとともに、経営的事務におけるさらなる創意工夫が求められる。

また、下水道事業について、来年度から公営企業会計への移行が控えている。移行に伴い発生する事務的手続きや運営上の課題の把握を行い、公営企業会計への円滑な移行と企業会計としての経営的戦略の構築を進めていただきたい。

4 復旧事業等の進捗状況について

熊本地震に係る復旧事業等について、熊本地震からまもなく4年を迎えようとしている中、その事業の完了は熊本地震から一日も早く本来の町の姿を取り戻し、町民の生活基盤を安定させるためにも重要なものである。また、国から災害査定を受けた復旧事業等については、その補助対象期限が原則定められているため、速やかに事業を完了する必要がある。このため、今回の定期監査において、現時点での復旧事業等の進捗状況を確認することとした。

復旧事業等の進捗状況の概要については、別紙「熊本地震 復旧事業進捗状況一覧」のとおりである。

役場庁舎や益城中学校、中央公民館等といった、被害が大きく再建が必要となった一部の施設を除き、各施設の復旧事業等は概ね完了、もしくは令和2年度末までに完了の目途がついていることを確認した。

また、令和元年度までに整備が完了する予定の災害公営住宅について、買取型を採用することにより、技術職員やノウハウの不足を補い、工期を短縮したことは、仮設住宅等から恒久住宅への移行という生活再建支援に大きく寄与したと評価できる。

震度7を2度経験するという未曾有の大災害による復旧事業等であったにもかかわらず、その事業が迅速に行われたことについては、偏に関係各課、関係機関、そして事業者の並々ならぬ尽力の賜物であったと思われる。復興事業と合わせ、今後とも「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現に向けて、残りの事業の早期完了をお願いしたい。

5 入札・契約事務について

熊本地震によって事務事業が多様化し、それぞれが特殊性を有し、また迅速な対応を迫られる中、その達成を担う事業者を選定する入札・契約について、その事務手続きも臨機応変かつ迅速な対応が求められるが、あわせて基本となる公平性、正確性、透明性も重要となる。このため、各課が実施した入札・契約事務について、それらが達成できているかを今回の監査の着眼点とした。

まず、競争入札によらない随意契約について、一部の契約に高額な単独随意契約が見受けられた。その随意契約の理由を確認したところ、いずれも緊急性を伴うもの、熊本地震対応での特殊性を有し、特定の事業者しか達成できないもの、業務に継続性がありノウハウやその他事業との関連性を伴うものなど、それぞれ一定の理由を確認することは出来た。しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、随意契約の締結に当たっては、説明責任を果たせるだけの事由を的確に示す理由書の作成に努めていただきたい。

また、競争入札について、一部の入札で非常に落札率の低い入札（低価格入札）が見受けられた。工事・製造の請負では最低制限価格を設定しているため低価格入札事例はないが、業務委託の一部で低価格入札が行われていた。

入札においては、価格を重視することはもちろんであるが、事業の目的達成やその品質を確保することが大前提であるため、低価格入札については、入札内訳書等を精査し、その業務の履行や品質確保の態勢を十分確認するとともに、成果物の納入の際は検査体制を強化して臨んでもらいたい。

6 工事の現地確認について

工事の施工及び監理状況について、以下の工事現場の進捗状況等を視察・検証したが、適正な監理のもとで事業が進められているのを確認した。

【監査実施工事名等】

- ・平成28年災 災補橋 第7283号
第一畑中橋橋梁災害復旧工事
場所：益城町大字木山地内
工期：平成28年5月10日～令和2年3月25日
- ・平成30年度 災補道 第7926号
城ヶ峯芭蕉線 道路災害復旧工事
場所：益城町大字杉堂地内
工期：平成31年3月19日～令和2年1月25日
- ・益城町買取型災害公営住宅整備事業（下辻地区）
場所：益城町大字木山字下辻地区
工期：平成31年3月13日～令和2年3月19日

V 提言

今回の定期監査及び行政監査を通じて、町の関係職員が熊本地震からの復旧・復興に全力を尽くし、将来のまちづくりのために努力されているのを確認することが出来たが、以下2点について提言したい。

・提言1

熊本地震から4年を経過しようとする中、多くの課再編や新課の設立、また人員配置の変化を経験した。今後、生活再建支援の収束、災害公営住宅の管理、復興事業の推進など、その状況に応じた新たな組織の再編、業務量に応じた人員の適正配置が求められる。既存の枠にとらわれず、柔軟な対応に努めるとともに、人員の将来的なコストについても十分に留意していただきたい。

また、震災による業務量の増加に対する負荷により、職員の健康状態について最も留意する時期でもあるので、一人一人の健康状態に目を向けていただきたい。

・提言2

入札・契約事務について、公平性、正確性、透明性の確保が重要であることから、今一度震災前の基本に立ち返り、随意契約に関してはその理由の妥当性を十分に考慮するとともに、必要に応じて、審査委員会の設置やプロポーザル方式の採用など、より良い手法・方法を模索していただきたい。また、低価格入札のリスクについての対応策も検討していただきたい。